

藤井育英会 令和6年度奨学生選考基準

- 1 学業の成績，性格，行動，家庭の状況，職業課程等を勘案して選考する。
- 2 奨学金は，令和6年4月から最短修業年限の卒業期まで給与することを原則とする。
- 3 補欠を選考することができる。ただし，落選者のうち応募基準及び選考基準を満たす者から選考する。
- 4 藤井育英会奨学生採用候補者が定数に満たない人数であった場合，公益財団法人坂本音一育英会の落選者のうち応募基準及び選考基準を満たし，希望する者の中から，藤井育英会奨学生採用候補者を選考することができる。
- 5 奨学生の属する世帯の資産・経済状況の基準は，独立行政法人日本学生支援機構の基準を準用する。
- 6 特別の事由（主たる所得者の死亡，又は収入がなくなる等）により，年度の中途において採用の願い出があった場合，当該年度募集定数内でこの基準により選考する。この場合の選考は，委員長・副委員長により行う。

令和6年度奨学生の採用予定

募集人員	奨学金の額
高校生・高等専門学校生 3名以内	月額10,000円